

先にご報告の不祥事に対する特別監査の結果に関するご報告

平成29年11月29日にご報告致しました当法人における不祥事に対する柏市の特別監査が終了し、今般その結果の通知を受けましたので、下記のとおりご報告申し上げます。改めて、当施設ご利用の皆さま、市民の皆さま、柏市及び関係各位に大変なご迷惑をおかけする事態となったことを深くお詫び申し上げます。

このような不祥事を二度と起こさないよう、再発防止のため管理体制等を徹底いたしますとともに、一日も早く、皆さまの信頼を回復できるよう努めてまいります。当法人と致しましては、今般の特別監査でご指摘、ご指導いただきました内容を真摯に受け止め、速やかに再発防止のための方針や具体的な対応状況について柏市に報告する所存です。

今後も変わらぬご指導・ご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

特別養護老人ホーム 新柏ヴィヴァンホーム
社会福祉法人 新柏会
理事長 大久保 洋子

記

1. 特別監査について

(1) 対象

当法人および当法人の運営する特別養護老人ホーム新柏ヴィヴァンホーム等の事業所

(2) 期間

平成29年11月21日から平成30年1月25日

(3) 結果

- ① 当法人の出納業務が一部の者に任せきりになっており、内部牽制体制が有効に機能していなかった。
- ② 利用者預り金の一部について、定期的な残高確認を複数名で行っていなかった。

2. 柏市からの指導内容について

- (1) 法人の役員は、社会福祉法に定める職務、権限及び義務に従うこと。
- (2) 法人の資金等の管理に関する体制を整備し、経理規程に定める手続きにより事務処理を行うこと。
- (3) 利用者預り金の管理に従事する職員以外の者によって、利用者預り金の管理が適正に行われているか定期的に監査する体制を構築すること。

3. 今後の対応について（概要）

今般の特別監査でご指摘、ご指導いただきました内容を真摯に受け止め、速やかに再発防止のための方針や具体的な対応状況について柏市に報告する予定です。

なお、上記の特別監査の結果として指摘を受けた事項に対しては既に改善を図っており、柏市からの指導内容については既にこれを遵守し対応済みであることを申し添えます。

以上